滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例新旧対照表			
旧	新		
第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略		
(道路標識の寸法)	(道路標識の寸法)		

- |第3条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとお||第3条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとお| りとする。
- で定める。

別表(第3条関係)

1 案内標識

(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定める (1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定める とおりとする。

種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大き さ
	 (省略) 	
登坂車線		標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル(ローマ字にあっては、10センチメートル)とする。
		標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあっては、15センチメートル)とする。

- りとする。
- 2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則 で定める。

別表 (第3条関係)

1 案内標識

とおりとする。

種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大き さ
	 (省略) 	
登坂車線	117の 3 − A	標示板の寸法は、縦 60 センチメートル、横 160 センチメートルとし、文字の大きさは、20 センチメートル (ローマ字にあっては、10 センチメートル) とする。
	117の 3 — B	標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 240 センチメートルとし、文字の大きさは、30 センチメートル(ローマ字にあっては、15 センチメートル)とする。

	 (省略) 	
総重量限度緩和指 定道路	<u>118∅3−A</u>	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
	118の 3 — B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
高さ限度緩和指定 道路		標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	<u>118の 4 — B</u>	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の 4 — C	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の 4 — D	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、 横43.5センチメートルとする。
	 (省略) 	

	(省略)	
総重量限度緩和指 定道路		標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 50 センチメートル、横 37.5 センチメートルとする。
	<u>118の 4 — B</u>	標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 50 センチメートル、横 37.5 センチメートルとする。
高さ限度緩和指定 道路	<u>118∅ 5 – A</u>	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	<u>118∅ 5 – B</u>	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、 横43.5センチメートルとする。
	<u>118の 5 — C</u>	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、 横43.5センチメートルとする。
	<u>118の 5 -D</u>	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、 横43.5センチメートルとする。
	(省略)	

駐車場、登坂車線、都道府県道る。 番号、総重量限度緩和指定道路、(1) 70キロメートル毎時以上 30 高さ限度緩和指定道路 (<u>118の 4</u> レンチメートル -Aおよび118の4-B)、道路 の通称名およびまわり道を表示 するもの以外のもの(以下「そ の他道路の案内標識」という。)

文字の大きさは、次の各号に掲げる 道路の設計速度の区分に応じ、それ 高速道路等以外の道路に設置す ぞれ当該各号に定める大きさ (ロー る案内標識で、入口の方向、入マ字にあってはその2分の1の大き 口の予告、著名地点(114-B)、さ、道路の通称名を表示する文字に 非常電話、待避所、非常駐車帯、あってはその0.6倍の大きさ)とす

- (2) 40キロメートル毎時、50キロ メートル毎時または60キロメートル 毎時 20センチメートル
- (3) 30キロメートル毎時以下 10 センチメートル
- (2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。 ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場お よびまわり道(120-B)を表示するものについては9ミリメートル、 都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路(118の3 - Aおよび118の3-B) および高さ限度緩和指定道路(118の4-A および118の4-B)を表示するものについては16ミリメートル、登坂 車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号(118 02 - Bおよび118の2 - C) および道路の通称名を表示するものにつ いては8ミリメートル、まわり道(120-A)を表示するものについて は40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の 1以上の太さとする。
- イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- 省略
- 補助標識のうち、注意事項(510)の標示板(安全速度を表示するものに限3 補助標識のうち、注意事項(510)の標示板(安全速度を表示するものに限

高速道路等以外の道路に設置す 駐車場、登坂車線、都道府県道る。 番号、総重量限度緩和指定道路、(1) 70キロメートル毎時以上 30 高さ限度緩和指定道路(<u>118の 5</u>センチメートル -Aおよび118の5-B)、道路 の通称名およびまわり道を表示 するもの以外のもの(以下「そ の他道路の案内標識」という。)

文字の大きさは、次の各号に掲げる 道路の設計速度の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める大きさ(ロー る案内標識で、入口の方向、入マ字にあってはその2分の1の大き 口の予告、著名地点(114-B)、さ、道路の通称名を表示する文字に 非常電話、待避所、非常駐車帯、あってはその0.6倍の大きさ)とす

- (2) 40キロメートル毎時、50キロ メートル毎時または60キロメートル 毎時 20センチメートル
- (3) 30キロメートル毎時以下 10 センチメートル
- (2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。 ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場お よびまわり道(120-B)を表示するものについては9ミリメートル、 都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路(118の4 - Aおよび118の4-B) および高さ限度緩和指定道路(118の5-A および118の5-B)を表示するものについては16ミリメートル、登坂 車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号(118) O(2-Bおよび118O(2-C)および道路の通称名を表示するものにつ いては8ミリメートル、まわり道(120-A)を表示するものについて は40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の 1以上の太さとする。
- イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- 省略 2

る。)の寸法は、1辺30センチメートルとする。

注 1 寸法

- (1)~(4) 省略
- (5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号(118の2│(5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号(118の2│ -A)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の4-A および118の4-B) およびまわり道(120-A) を表示する案内標識な らびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要が あると認められる場合にあっては、その寸法(前号の規定により横の長 さを拡大する場合にあっては、拡大した後の寸法)を1.3倍、1.6倍また は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (6)~(8) 省略
- 省略

る。)の寸法は、1辺30センチメートルとする。

注1 寸法

- (1)~(4) 省略
 - -A)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の5-A および118の5-B) およびまわり道(120-A) を表示する案内標識な らびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要が あると認められる場合にあっては、その寸法(前号の規定により横の長 さを拡大する場合にあっては、拡大した後の寸法)を1.3倍、1.6倍また は2倍に、それぞれ拡大することができる。
 - (6)~(8) 省略
- 2 省略